

燕 2 地区の農業の振興に関する計画（案）

令和 年 月 日 策定

1 趣旨（目的又は背景）

燕市は、新潟県の県央地域、新潟市と長岡市の間位置し、市の南端部を流れる信濃川は大河津分水路に分流し、それぞれ日本海に流れている。

市の南北を縦断する西川、信濃川から分流し燕地区の市街地を経由する中ノ口川、市の中央部を流れる大通川が本市の地形をかたどっている。

面積 11,094ha の都市で、北陸高速自動車道三条燕インターチェンジと、上越新幹線燕三条駅の高速交通機関があり、さらに、国道 116 号と国道 289 号、JR 越後線と JR 弥彦線がそれぞれ交差している。

産業別就業人口は、令和 2 年（国勢調査）では、第 1 次産業 3.7%、第 2 次産業 41.1%、第 3 次産業 55.2%となっている。また、令和 2 年度市町村内総生産・構成比（令和 4 年度市町村民経済計算）を見ると、第 1 次産業 0.8%、2 次産業 49.9%、第 3 次産業 48.3%となっており、第 2 次、第 3 次産業が大きなウェートを占めている。

このうち、第 1 次産業である農業においては、生産額の減少、就業者の減少や高齢化等による担い手不足が問題となっている。

一方で燕市は、従来から市街地に隣接した地域の都市的土地利用の需要が高いうえ、国道 116 号バイパスや燕北バイパスの建設計画の進展などを見据えた農業振興地域内における開発計画が進んでいる。農村部への企業進出も大いに予想され、農業の余剰労働力の受け入れ体制強化による、農業以外の就業の機会にも恵まれ、農村集落の活性化へとつながっている。

このため、当計画は、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整により燕市農業振興地域整備計画に即した土地利用を推進し、地域の農業振興を図ることを目的に策定するものである。

2 燕 2 地区の概要

(1) 計画の対象区域

地域計画 燕 2 の区域（別紙①のとおり）

（燕 2 地区を構成する農業集落名：小池、柳山、杉名、杉柳、蔵関）

(2) 燕 2 地区の農業の現状と課題

当地区では、主に水稻が生産されており、一部で大豆や野菜などの作物を生産している。

同地区の農業者数は332人（うち、1人は農事組合法人）であり、認定農業者は51人（うち、1人は農事組合法人）となっている。

2015年農林業センサスによると、燕2地区を構成する区域における農業経営体数は57戸だが、2020年農林業センサスによると、農業経営体数は44戸になっており、農業経営体数の減少傾向が見られる。

さらに近年、農業経営体数の減少に伴う後継者不足、農業従事者の高齢化、米消費量の減少、米価の変動などによる農業所得の不安定化、資材価格高騰による経営の圧迫及びこれらに伴う遊休農地発生の恐れなどの農業上の課題が顕著になっており、農業経営の先行きがますます危機的な状況となっている。

このような状況であることから、地区の農業上の課題を解決し、農業・農村の振興を促進させていくためには、農業分野のみの体制・取組だけでは極めて困難となっており、他産業との調和を図った農業振興も必要となっている。

(3) 燕2地区の土地利用の現況等

当地区は、燕市の中部に位置する農村集落で集落の北側には工業団地が広がっている。

当地区の人口は、令和3年1月末時点では6,876人（周辺行政区である小池、柳山、杉名、杉柳、道金、水道町三丁目、横田、田中、大曲）であったものが、令和8年1月末時点では6,509人で、年々集落の人口が減少している。

そのため、今後は農村集落の生活環境や地域住民のコミュニティの活性化を図り、地域独自の良好な環境との調和、兼業農家等の働く場の確保等、居住環境の整備を推進していく必要がある。

農業振興地域は187.4ha（農業振興地域外の農地9.8haを含めた面積は197.2ha）であり、そのうち農用地区域は162.4haである。また、田面積は180.9ha、畑面積は16.3haであり、比較的面積規模の大きい農業集落となっている。

また、地区のほとんどが国営かんがい排水事業や県営かんがい排水事業などの線的土地改良事業の受益地となっている。

《参考：燕市全体との比較》

	市全体		燕 2 地区		燕 2 地区の市全体における割合
人口	78,656 人 (R 3. 1 月末)	75,212 人 (R 8. 1 月末) (4. 4%減)	6,876 人 (R 3. 1 月末)	6,509 人 (R 8. 1 月末) (5. 3%減)	8. 7% (R 8. 1 月末)
田面積	5,152. 7ha		180. 9ha		3. 5%
畑面積	394. 0ha		16. 3ha		4. 1%
農業振興地域面積	5,316. 2ha		187. 4ha		3. 5%
農振農用地区域面積	4,875. 5ha		162. 4ha		3. 3%

※農地面積や農振法区分別の面積は農地台帳（R 8. 2 月）より抽出。

(4) 土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	事業地区名	実施年度	事業施行者	受益面積 (ha)
国営新川第 1 期農業水利事業	新川第 1 期地区	S20～S48	農林水産省	7,295 (大通川)
国営新川第 1 期農業水利事業	新川第 1 期地区	S20～S48	農林水産省	19,800
国営新川第 2 期農業水利事業	新川第 2 期地区	S42～S54	農林水産省	19,476 (新川河口排水機場)
国営西蒲原排水農業水利事業	西蒲原排水地区	S55～H15	農林水産省	4,060 (大通川放水路)
国営かんがい排水事業	新川流域地区	H18～R 3 (R 1 ～R 3)	農林水産省	19,778
国営かんがい排水事業	新川流域 2 期地区	H26～R12 (R9～R12)	農林水産省	19,535
県営かんがい排水事業	新川地区	S37～S57	新潟県	793. 2 (小池幹線用水路)
県営かんがい排水事業	新川地区	S51	新潟県	793 (小池揚水機場)
県営かんがい排水事業	新川地区	S41～S42	新潟県	182 (小池支線用排水路)

県営かんがい排水事業	新川地区	S46～S47	新潟県	476.4 (小池排水路)
県営かんがい排水事業 (併せ行う農地防災事業)	西蒲原排水 1～4期地区	S62～R9	新潟県	15,313
県営かんがい排水事業	新川地区	S51～S52	新潟県	265 (田中排水路)
県営排水対策特別事業	小池地区	S59～H2	新潟県	40
団体営耕作条件改善事業 (農業水路等長寿命化・防災減災事業)	西蒲原南地区	R4	西蒲原 土地改良区	793
団体営耕作条件改善事業 (水利施設等保全高度化事業 簡易整備型)	西蒲原南9地区	R3	西蒲原 土地改良区	793
水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	西蒲原南6地区	H30	西蒲原 土地改良区	467
農業基盤整備促進事業	小池第5地区	H28	西蒲原 土地改良区	区画拡大 0.94 暗渠排水 1.63
農業基盤整備促進事業	杉名第3地区	H28	西蒲原 土地改良区	7
農地耕作条件改善事業	小池第4地区	H27	西蒲原 土地改良区	区画拡大 3.04 暗渠排水 3.06
農業基盤整備促進事業	杉柳地区	H27	西蒲原 土地改良区	区画拡大 2.55 暗渠排水 1.62
農業基盤整備促進事業	杉名第2地区	H26	西蒲原 土地改良区	2
農業基盤整備促進事業	柳山第2地区	H26	西蒲原 土地改良区	10

農業基盤整備促進事業	杉柳新田第2地区	H26	西蒲原土地改良区	3.92
農業体質強化基盤整備促進事業	杉名地区	H24	西蒲原土地改良区	区画拡大 2.70 暗渠排水 1.37
農業体質強化基盤整備促進事業	小池第3地区	H24	西蒲原土地改良区	区画拡大 10.0 暗渠排水 6.78
戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業	小池地区	H23	西蒲原土地改良区	10
戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業	杉柳新田地区	H23	西蒲原土地改良区	305
戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業	杉柳地区	H23	西蒲原土地改良区	1
戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業	柳山地区	H23	西蒲原土地改良区	15

※ 国営かんがい排水事業 工期の下段（ ）書きは、施設機能監視期間を記載（施設機能監視期間後に完了公告）

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

当地区において認定農業者は51名おり、農地面積197.2haのうち認定農業者に集積されているのは、120.5ha（令和8年2月18日時点農地集積率：61.1%）である。令和12年には農地集積率90%を達成できるよう施策を講じていく。

3 燕 2 地区の農業振興の方向及び方策等

(1) 地域の特性に応じた農業振興の方向

① 担い手への農地集積・担い手の確保・育成

燕 2 地区は燕市の中心部に位置し、田面積は 180.9ha、畑面積は 16.3ha を有している。近年では、農業経営体数の減少、農業従事者の高齢化などが顕著であるため、担い手への農地集積や担い手の確保・育成を図る。

	農業経営体数
H27 年	57 戸
R 2 年	44 戸
差分 (%)	22.8%減

※表内の各数値は 2015 年農林業センサス、2020 年農林業センサスより抽出

② 生産コストの低減・「儲かる農業」の実現

不安定な米価や資材価格高騰により、継続的な営農が困難になりつつある実態を鑑み、生産コストの低減を図るとともに「儲かる農業」の実現に努める。

③ 農地・農村環境の継続的維持

農業経営体数の減少、農業従事者の高齢化に伴い、遊休農地の発生が懸念される。また、近年、災害や異常気象などが増加していることから、それらが地域農業に与える影響も懸念される。これらの課題解決のため、多角的な方法で農地・農村環境の継続的維持に努める。

(2) 振興計画により目指す農業振興の方策

① 担い手への農地集積を促進、担い手の確保・育成

「地域計画」に基づき、農地中間管理機構を活用しながら農業の担い手確保・育成に向けた農地の集積・集約化を推進する。就農に向けたきっかけづくりを行うため、農業インターンシップの受入先を拡充する。

② 園芸作物の作付拡大・農産物販売チャネルの拡大を促進・生産コスト低減に向けた取り組み

園芸作物に関する補助金や研修会の実施により、園芸作物作付拡大の支援を行う。加えて、農産物直売所、ネット販売、その他農産物の販売チャネルの拡大について、関係機関と連携しながら支援し、「儲かる農業」の実現に繋げる。また、農業機械の維持・管理の効率化など、生産コストの低減による農業所得の向上を図る。

③ 農事組合法人の経営強化・多面的機能支払交付金活動組織の取組強化・安心して継続的に農業を行える環境の創出

地区内の農事組合法人の経営強化及び多面的機能支払交付金活動組織の取組強化を支援し、農地・農村環境の継続的維持を図る。また、災害や異常気象などが増加していることを鑑み、防災の視点からも地域間連携の強化を図る。

加えて、継続的に農業を行える環境整備を図る。
(3)「(2) 振興計画により目指す農業振興の方策」の実現に向けた他産業との調和 (2) ①～③の方策について、関係機関と連携し、各種政策を推進する。一方で、農業経営体数の減少、農業従事者の高齢化、不安定な米価、資材価格の高騰、遊休農地の発生への懸念など様々な課題を抱えていることを鑑みると、農業分野のみの体制・取組では農業・農村の振興は極めて難しい状況にある。そのため、農業と他産業との調和を図り、共存共栄及び連携の強化を促進することで、農業・農村の振興を推し進める必要がある。 以上のことから「(2) 振興計画により目指す農業振興の方策」に寄与する取組を行う他産業の事業所を積極的に支援する。また、農振農用地区域内において上記の取組を行う他産業の事業所が施設の新設または増設等を検討する場合には、その必要性や地区の農業へ与える効果を十分に整理したうえで、地域の農業の振興に寄与すると認められる場合に限り、他産業と農業分野との調和がとれるよう、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整を図る。
(4) 振興計画の達成状況（定期的検証の結果） 各施設の取組みがもたらす具体的な目標について、5 施設の種類、位置及び規模並びに振興計画の要件(2) 施設調書に記載したとおり、目標が達成したかを検証し、市ホームページにて公表を行う。

4 燕2地区の土地利用の方向

農振農用地区域内においては、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とする。そのうえで、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整により燕市農業振興地域整備計画に即した土地利用を推進し、地域の農業振興を図っていく。

5 施設の種類、位置及び規模並びに振興計画の要件

(1) 総括表

振興計画 による方 策	施設種類 番号	施設の種類	施設の位置	施設の用	
				に供する 土地の規 模 (㎡)	うち農用 地区域 (㎡)
②、③	1	工場・事務所・ 重機置き場・駐 車場	燕市蔵関地 内	7,218.30	7,218.30

(2) 施設調書 (別紙のとおり)

(3) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号各号に掲げる要件

①ア 農業委員会の意見の要旨 (イの要件)

燕市農業委員会と協議した結果、意見はなかった。

イ 農業委員会の意見の振興計画への反映の内容 (イの要件)

燕市農業委員会からの意見はなかったため、反映なし。

②ア 縦覧日及び縦覧方法 (ロの要件)

燕市役所農政課及び燕市のホームページにおいて、燕2地区の農業の振興に関する計画の策定について公告し、策定案を令和8年●月●日から令和8年●月●日までの30日間縦覧した。

イ 市町村の住民の意見の要旨 (ロの要件)

(縦覧期間終了後に記載)

ウ 市町村の住民の意見の処理結果 (ロの要件)

(縦覧期間終了後に記載)

③ 定期的な検証 (ハの要件)

除外の翌年以降5年を経過するまでの間、毎年実施する。検証にあたっては農業委員会、農業協同組合及び土地改良区に意見照会を行い、検証結果については、その取りまとめ後速やかに、その概要を燕市のホームページにおいて公表する。検証の方法や検証後講ずる措置については施設調書に記載する方法により行う。

6 添付資料

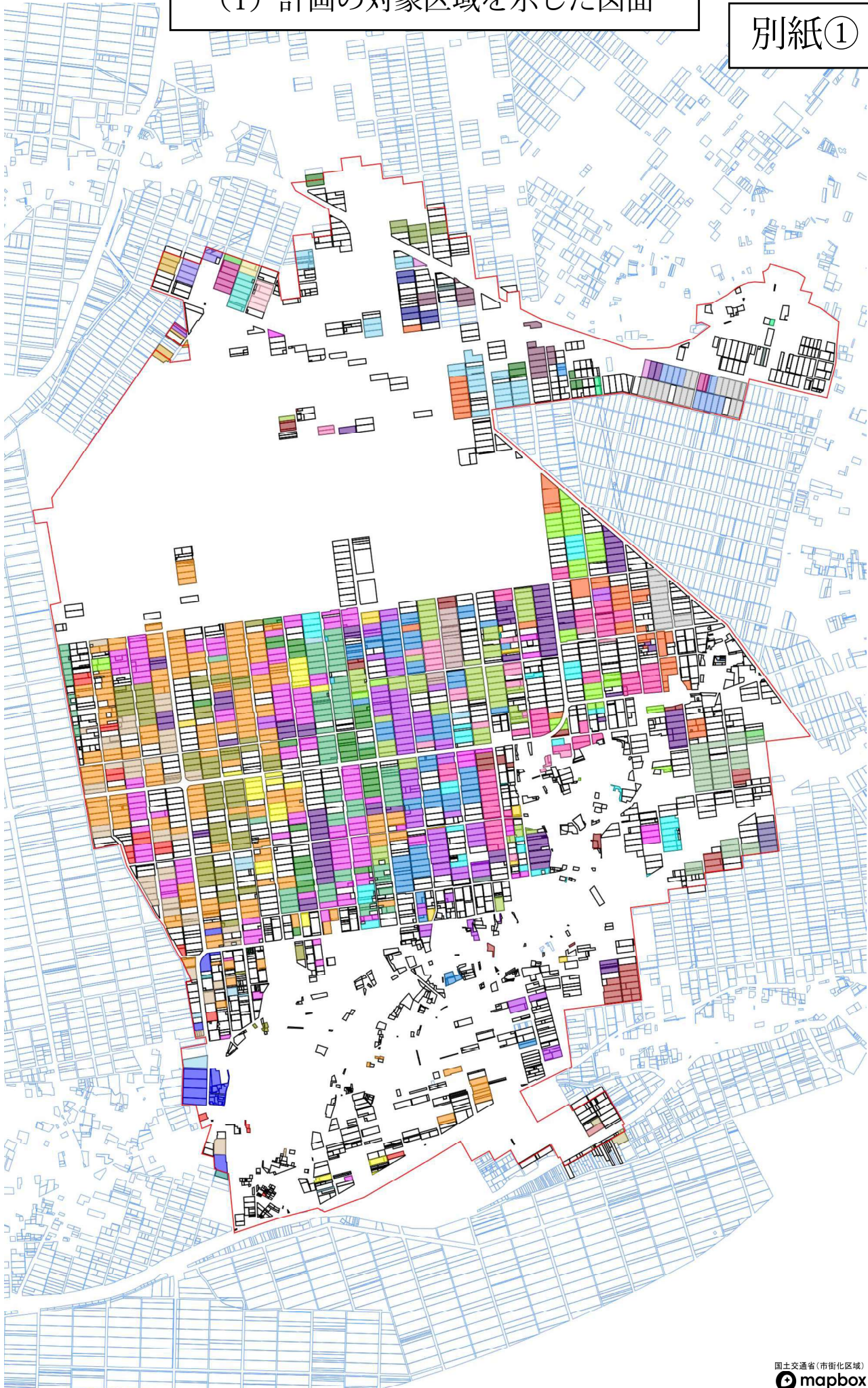
- (1) 計画の対象区域を示した図面（別紙①）
- (2) 計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面（別紙②）
- (3) 計画の対象区域内における土地利用の方向を示した図面（別紙②）
- (4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面（別紙③）
- (5) 計画に定めた施設の位置及びその付近の土地利用の状況を明らかにした図面（別紙④）
- (6) 農業委員会の意見書、計画に定めた施設の用に供する土地における当該施設の配置を明らかにした図面等（施設調書に添付する場合を除く）
- (7) その他参考となる図面、書類（必要に応じて添付）

(1) 計画の対象区域を示した図面

別紙①



目標地図素案



- (2) 計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面
 (3) 計画の対象区域内における土地利用の方向を示した図面

別紙②

計画に定めた施設用地

計画対象区域

凡 例	
----	市町村界
—	旧市町村界
—	農業振興地域界
—	地区界
—	区域界
—	農用地区界及び用途区分界
用 途	
■	農地
■	農業用施設用地
■	用途地域
■	農用地編入地
■	農用地除外地

【土地利用の方向】

農振農用地区域内においては、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とする。

そのうえで、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整により燕市農業振興地域整備計画に即した土地利用を推進し、地域の農業振興を図っていく。

(4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の
実施状況を示した図面

別紙③－ 1

計画に定めた施設用地

計画対象区域

凡 例	
----	市町村界
----	旧市町村界
----	農業振興地域界
----	地区界
----	区域界
----	農用地区界及び用途区分界
用 途	
■	農地
■	農業用施設用地
■	用途地域
■	農用地編入地
■	農用地除外地

全域

国営かんがい排水事業
新川流域地区・新川流域
2期地区

※事業完了後8年未経過及び実施中の事業のみ記載

(4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の
実施状況を示した図面

別紙③－ 2

計画に定めた施設用地

計画対象区域

凡 例	
----	市町村界
----	旧市町村界
----	農業振興地域界
----	地区界
----	区域界
----	農用地区界及び用途区分界
用 途	
■	農地
■	農業用施設用地
■	用途地域
■	農用地編入地
■	農用地除外地



県営かんがい排水事業（併せ行う
農地防災事業）
西蒲原排水1～4期地区（うち田中
排水路受益区域）

※事業完了後8年未経過及び実施中の事業のみ記載

(4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の
実施状況を示した図面

別紙③－3

団体営水利施設等保全高度化事業
(新筒揚水機場受益区域)

計画対象区域

計画に定めた施設用地

- ・ 団体営耕作条件改善事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）
西蒲原南地区（うち小池揚水機地区受益区域）
- ・ 団体営耕作条件改善事業（水利施設等保全高度化事業簡易整備型）
西蒲原南9地区（うち小池揚水機第2地区受益区域）

※事業完了後8年未経過及び実施中の事業のみ記載

(5) 計画に定めた施設の位置及びその付近の
土地利用の状況を明らかにした図面

別紙④

